

## 役員及び評議員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌緑花会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) (1)にかかわらず、使用人の立場を有する常勤役員については、別表2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額

(非常勤役員の報酬等の額の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の額は、報酬等の区分に応じて別表第4に定める額とする。

(評議員の報酬等の額の算定方法)

第6条 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(費用弁償)

第7条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員賃金規程に定める通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別に定める旅費規程に定める出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第8条 常勤役員の報酬（旅費を除く）は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認による。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月9日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円
理事	月額 650,000 円

別表2（常勤役員の報酬：使用人の立場を有する常勤役員の場合）

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000 円
理事	月額 100,000 円

別表3（常勤役員の退職慰労金算定式）

2万円 × 在任年数
------------

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員の報酬）

## (1) 理事

	月額
理事会等会議への出席	50,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤等	

## (2) 監事

	月額
監事監査等への出席	70,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤等	

別表5（評議員の報酬）

## (1) 評議員

	日額	
	札幌市内	札幌市外
評議員会への出席	10,000 円	13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	13,000 円

※1 日額には交通費相当額を含む（市内2,000円・市外5,000円）

※2 日額は源泉所得税額を除いた額とする